

情報提供を受ける事業所の方々へ

介護保険要介護認定等に係る情報提供について下記のとおりとします。

1. 情報提供の事前予約について

情報提供を依頼される場合は、「鹿児島県電子申請共同運営システム」から事前予約が必要です。緊急やむを得ない事情により事前予約ができない場合は、介護保険課認定係まで事前にお電話にて確認してください（操作マニュアルは市HPに掲載）。

○開庁日の11時59分までに事前予約した場合⇒翌開庁日の8時30から交付できます。

○開庁日の12時以降に事前予約した場合⇒翌開庁日13時から交付できます。

2. 情報提供の署名及び交付について

(1) 交付については、認定審査会の翌開庁日 13時以降とします。

(2) 現在、代筆による署名での交付を認めていますが、代筆できる方は鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領（以下「要領」という。）第3条第2号から第10号に定める方並びに被保険者の3親等内の親族とし、被保険者署名欄に代筆により被保険者名を記載したうえで、欄外に代筆者と被保険者との関係、被保険者が署名できない理由を記載し、代筆者も署名をしてください。

3. 依頼者の本人確認について

令和3年4月1日より、依頼書への押印は不要となりますが、要領第4条第4項第5号から第10号に定める事業者に雇用されている者であることの証明書等については、押印がないものは認めませんのでご注意ください。

4. 死亡している被保険者の情報について

死亡している被保険者の情報は原則として交付しません。

5. その他

午後は混雑することが多いので、できるだけ午前中の引き取りをお願いいたします。